

「京都市民健康づくり推進会議」に関する委員の任期及び委嘱について

これまで「京都市民健康づくり推進会議」においては、市民公募委員を除き、委員の明確な任期を定めること無く、継続的に委員に御就任いただいております。

本会議については、委員の皆様から意見や助言を聴取し、又は意見交換を行うことを主な目的として、要綱に基づき開催しており、「京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針」（以下「指針」という。）の規定上、「懇談会等」に位置付けられるものとなります。

指針では、委員の任期は原則として1期2年以内（在任期間原則3期6年以内）とし、委嘱に当たってはその任期の始期及び終期を明確にしなければならないとされていることから、令和7年度以降、以下のとおり取扱いを改めさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しては、全体会議及び各部会において、それぞれ御報告させていただく予定です。

＜今後の取扱い＞

1 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとし、以降2年ごとの任期とします。

2 手続

令和7年3月頃、当課から就任依頼書をお送りしますので、必要事項を記載のうえ、御返送をお願いいたします。その後、本市において委嘱の手続を行い、委嘱状をお送りします。

3 本会と部会の両方に参画いただいております、出席者が異なる場合の取扱い

一団体に対する委嘱は代表者1名となります。標記の場合は、本会に参画いただく方を代表者として委嘱させていただき、各部会に別の方が出席される場合は、代表者の代理として出席いただく整理とさせていただきます。

このため、代表者以外の方に対する委嘱の手続は行わず、委嘱状の発行もいたしません。日程調整の際に実際に出席いただく方の肩書及び氏名をお知らせいただくことにより、これまでどおり各部会に参加いただくことが可能です。

なお、本会のみ又は部会のみ参画いただいている場合は、実際に出席される方に対し、委嘱させていただくこととなります。

4 その他

任期途中で代表者に変更があった場合は、随時委嘱及び解嘱の手続を行い、委員を交代いただくことになります。この場合、後任者の任期は、前任者の任期の残りの期間となります。